

協定項目 8号 資料

地方税の取扱いについて

1. 協議項目の要旨・留意点

地方税上、市町村が課税できる税として構成市町内には「市町村民税」「固定資産税」「軽自動車税」「たばこ税」「鉱産税」「特別土地保有税」の普通税と、「入湯税」「国民健康保険税」の目的税があり、これら地方税の取扱いについて協議する。

各市町村で課税している税目や税率、納期等が異なっている場合、統一する必要がある。

ただし、合併後直ちに合併市町村の全区域にわたって均一課税することで、著しく衡平を欠くと認められる場合は、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年間に限り、不均一課税を行うことができるようになっている。

国民健康保険税、介護保険料については、給付事業との関連があることから別途協議する。

関連資料については、別紙のとおりである。

2. 提案の理由

新市における一体性の確保、負担の公平性、財源確保等の観点から調整を行い提案する。

3. 協定（協議）先進事例

東京都西東京市（平成 13 年 1 月 21 日新設合併）

2市で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。

- (1) 法人市民税の法人税割の税率は、制限税率である百分の14.7を基本とする。
ただし、課税の特例措置として、地方税法に定める法人等の区分により区分した次に掲げる法人等については、それぞれ定めた税率による。
 - (ア) 資本金等が1億円以下の法人等
百分の12.3
 - (イ) 資本金等が1億円を超え10億円以下の法人等
百分の13.5
- (2) 都市計画税の税率は、百分の0.24とする。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する年度は、現行の税率を採用する。
- (3) 固定資産税・都市計画税・軽自動車税の納期は、保谷市の例による。ただし、合併する年度については、それぞれの旧市の例による。

埼玉県さいたま市（平成 13 年 5 月 1 日新設合併）

- (1) 個人市民税については、現行のとおりとする。
ただし、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定により個人市民税均等割は、平成 14 年度以降年額 3,000 円となる。
- (2) 法人市民税については、現行のとおりとする。
- (3) 固定資産税については、現行のとおりとする。
ただし、平成 14 年度以降の納期については、5・7・12・2 月で調整を図る。
- (4) 軽自動車税については、現行のとおりとする。
- (5) 市たばこ税については、現行のとおりとする。
- (6) 特別土地保有税については、現行のとおりとする。
- (7) 事業所税については、現行のとおりとする。
ただし、与野市域は地方税法の規定に基づき、合併の日の翌日から 6 月を経過する月以降課税区域となる。
- (8) 都市計画税については、現行のとおりとする。
ただし、納期については、固定資産税と同様とする。
- (9) 減免については、それぞれの税目について統一的な処理基準を作成する。

兵庫県篠山市（平成 11 年 4 月 1 日新設合併）

4 町で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 固定資産税の納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める納期による。
- (2) 軽自動車税の税率及び納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める税率及び納期による。
- (3) 個人町民税及び固定資産税に係る納期前納付報奨金については、次のとおり取り扱う。
ア 率については、西紀町、丹南町及び今田町の例による。
イ 月数については、地方税法及び市町村税条例準則に定める月数による。

納税関係の取扱い

- (1) 納税奨励金及び徴税取扱い報奨金等については、合併時に廃止するものとする。
- (2) 納税貯蓄組合協議会については、現行のとおりとする。
- (3) 督促手数料については、篠山町の例による。

山口県周南市（平成 15 年 4 月 21 日新設合併）

2 市 2 町で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。

- (1) 個人市民税は、標準税率を採用する。ただし、個人均等割は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 10 条の規定を適用し、合併年度及びこれに続く 5 年度間は現行の税率を採用する。納期は、徳山市、熊毛町、鹿野町の例により調整する。
- (2) 法人市民税の法人税割の税率は、徳山市、新南陽市、熊毛町の例により制限税率を採用する。ただし、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 10 条の規定を適用し、合併年度及びこれに続く 5 年度間は現行の税率を採用する。
- (3) 固定資産税の納期は、熊毛町、鹿野町の例により調整する。ただし、第 1 期の納期は 5 月 1 日から 5 月 31 日とする。
- (4) 都市計画税は、徳山市、新南陽市の例により調整する。ただし、納期については、固定資産税の取扱いと同様とする。
- (5) 軽自動車税の税率は、徳山市、鹿野町の例により調整する。納期は、徳山市、熊毛町の例により調整する。
- (6) 特別土地保有税は、徳山市、新南陽市、熊毛町の例により調整する。
- (7) 入湯税は、熊毛町の例により調整する。
- (8) 鉱産税は、徳山市、熊毛町、鹿野町の例により調整する。

4 . 参考法令等（条文等抜粋）

地方税法（抜粋）

(1) 市町村の配置分合があった場合の課税権の承継（第 8 条の 2）

市町村の廃置分合があった場合、消滅した市町村に係る地方団体の徴収を目的とする権利は、承継市町村が承継する。この場合、消滅市町村がした賦課徴収等の手続は、承継市町村がした賦課徴収等の手続とみなす。

(2) 個人の均等割の税率（第 310 条）

・・・均等割の標準税率は、次の表の上欄に掲げる市町村においてそれぞれ当該下欄に掲げる額とする。

| 市町村 | (1)人口 50 万以上の市 | (2)人口 5 万以上 50 万未満の市 | (3)(1) 及び(2) の市以外の市並びに町村 |
|-----|----------------|----------------------|--------------------------|
| 税 率 | 年額 3,000 円 | 年額 2,500 円 | 年額 2,000 円 |

(3) 個人市民税の納期（第 320 条）

普通徴収の方法によって徴収する個人の市町村民税の納期は、6 月、8 月、10 月及び 1 月中（当該個人の市町村民税額が均等割額に相当する金額以下である場合にあっては、6 月中）において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

(4) 個人市民税の減免（第 323 条）

市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において市町村民税の減免を必要とすると認める者、貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村民税を減免することができる。ただし、特別徴収義務者については、この限りでない。

(5) 法人市民税の制限税率（第 314 条の 6）

法人税割の標準税率は、100 分の 12.3 とする。ただし、標準税率を超えて課する場合においても、100 分の 14.7 を超えることができない。

(6) 固定資産税の減免（第 367 条）

市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要とすると認める者、貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免することができる。

(7) 固定資産税の納期（第 362 条）

固定資産税の納期は、4 月、7 月、12 月及び 2 月中において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

(8) 特別土地保有税の免税点（第 595 条）

市町村は、同一の者について、当該市町村の区域内において・・・
それぞれ次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に定める面積に満たない場合には、特別土地保有税を課することができない。

- ・ 政令指定都市 2,000 平方メートル
- ・ 都市計画区域を有する市町村の区域 5,000 平方メートル
- ・ その他の市町村の区域 10,000 平方メートル

(9) 軽自動車税の納期（第 445 条）

軽自動車税の納期は、4 月中において、当該市町村の条例で定める。ただし、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

(10) 課税免除（第6条）

地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不相当とする場合においては、課税をしないことができる。

合併特例法（抜粋）

(1) 不均一課税（第10条）

合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として不均一の課税をすることができる。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

| 協定項目 | 8 地方税の取扱い | | | | 【個人市町村民税】 | 総務部会 税務分科会 | |
|----------|--|---|--|---|--|--|--|
| 調整方針(案) | <ul style="list-style-type: none"> 個人市民税の均等割については、標準税率(2,500円)を採用する。ただし、合併特例法第10条の規定により、合併年度に続く3年度間は現行の税率を適用する。 納期については、川内市の例により調整する。ただし、各納期限は、月末とする方向で調整する。 減免については、川内市の例による。 | | | | | | |
| 分野名 | 川内市 | 樋脇町 | 入来町 | 東郷町 | 祁答院町 | | |
| 納税義務者 | 市内に住所を有する個人…均等割+所得割 市内に事務所,事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者…均等割 | 川内市に同じ ただし、市を町に置きかえる。 | 川内市に同じ ただし、市を町に置きかえる。 | 川内市に同じ ただし、市を町に置きかえる。 | 川内市に同じ ただし、市を町に置きかえる。 | | |
| 賦課期日 | 1月1日 | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | | |
| 課税標準及び税率 | 均等割 2500円(標準税率) 所得割(標準税率) | 均等割 2000円(標準税率) 所得割(標準税率) | 樋脇町に同じ | 樋脇町に同じ | 樋脇町に同じ | | |
| 減免 | <p>1 市長は、次の各号の一に該当する者のうち市長において必要があると認める者に対し、市民税を減免する。</p> <p>(1) 生活保護法の規定による保護を受ける者</p> <p>(2) 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者</p> <p>(3) 学生及び生徒</p> <p>(4) 民法(明治29年法律第89号)第34条の公益法人</p> <p>(5) 地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第8条に規定する法人である政党又は政治団体及び特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人で収益事業を行わないもの</p> <p>(6) 天災その他特別の事情があると認める者</p> <p>2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 法人税額の課税標準の算定期間又は均等割額の算定期間、納期限及び税額</p> <p>(2) 減免を受けようとする理由</p> <p>3 第1項の規定によって市民税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(川内市税減免の基準に関する規則)</p> | <p>川内市に同じ。</p> <p>ただし、市を町に置き変える。</p> <p>1.(6)なし。 1.(6)については災害被害者に対する町税等の減免に関する条例で定めている。</p> | <p>川内市に同じ。</p> <p>ただし、市を町に置き変える。</p> <p>1.(5)(6)なし。 1.(6)については災害被害者に対する町税等の減免に関する条例で定めている。</p> | <p>川内市に同じ。</p> <p>ただし、市を町に置き変える。</p> <p>1.(6)なし。 1.(6)については災害被害者に対する町税等の減免に関する条例で定めている。</p> | <p>川内市に同じ。</p> <p>ただし、市を町に置き変える。</p> <p>1.(5)(6)なし。 1.(6)については災害被害者に対する村税等の減免に関する条例で定めている。</p> | <p>川内市に同じ。</p> <p>ただし、市を町に置き変える。</p> <p>1.(5)(6)なし。 1.(6)については災害被害者に対する村税等の減免に関する条例で定めている。</p> | |

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

| 協定項目 | 8 地方税の取扱い | | | | 【個人市町村民税】 | 総務部会 税務分科会 |
|----------|--|--|---|--|--|--|
| 調整方針(案) | | | | | | |
| 分野名 | 里村 | 上甌村 | 下甌村 | 鹿島村 | 調整方針案 | |
| 納税義務者 | 川内市に同じ ただし、市を村に置きかえる。 | 川内市に同じ ただし、市を村に置きかえる。 | 川内市に同じ ただし、市を村に置きかえる。 | 川内市に同じ ただし、市を村に置きかえる。 | 川内市に同じ ただし、市を村に置きかえる。 | 地方税法の規定により、現行のとおりとする。 |
| 賦課期日 | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 地方税法の規定により、現行のとおりとする。 |
| 課税標準及び税率 | 樋脇町に同じ | 樋脇町に同じ | 樋脇町に同じ | 樋脇町に同じ | 樋脇町に同じ | 標準税率 2,500円とする。 ただし、合併特例法第10条の規定により、合併年度に 続(3年度間)は現行の税率を適用する。 【課税標準】 人口50万人以上 3,000円 人口50万人以上50万人未満 2,500円 これ以外の市町村 2,000円 |
| 減免 | 川内市に同じ。 ただし、市を町に置き変える。 1.(5)(6)なし。 1.(6)については災害被害者に対する村税等の減免に関する 条例で定めている。 | 川内市に同じ。 ただし、市を村に置き変える。 1.(5)(6)なし。 1.(6)については災害被害者に対する村税等の減免に関する 条例で定めている。 | 川内市に同じ。 ただし、市を村に置き変える。 1.(6)なし。 1.(6)については災害被害者に対する町税等の減免に関する 条例で定めている。 | 川内市に同じ。 ただし、市を村に置き変える。 1.(5)(6)なし。 1.(6)については災害被害者に対する村税等の減免に関する 条例で定めている。 | 川内市に同じ。 ただし、市を村に置き変える。 1.(5)(6)なし。 1.(6)については災害被害者に対する村税等の減免に関する 条例で定めている。 | 減免については、川内市の例による。 |

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

| 協定項目 | 8 地方税の取扱い | | | | 【個人市町村民税】 | 総務部会 税務分科会 | |
|---------|---|---|---|---|--|------------------------------------|--|
| 調整方針（案） | | | | | | | |
| 分野名 | 川内市 | 樋脇町 | 入来町 | 東郷町 | 祁答院町 | | |
| 非課税範囲 | <p>1 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定によって課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている者</p> <p>(2) 障害者、未成年者、老年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に19万2千円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>3 市内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で市内に住所を有するものに対しては、均等割を課さない。</p> | <p>川内市と同じ</p> <p>ただし市を町に置きかえる。</p> | <p>川内市と同じ</p> <p>ただし市を町に置きかえる。</p> | <p>川内市と同じ</p> <p>ただし市を町に置きかえる。</p> | <p>川内市と同じ</p> <p>ただし市を町に置きかえる。</p> | <p>川内市と同じ</p> <p>ただし市を町に置きかえる。</p> | |
| 申告期限 | 3月15日 | 川内市と同じ | 川内市と同じ | 川内市と同じ | 川内市と同じ | 川内市と同じ | |
| 納期 | <p>1 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 6月1日から同月28日まで</p> <p>第2期 8月1日から同月28日まで</p> <p>第3期 11月1日から同月28日まで</p> <p>第4期 翌年2月1日から同月25日まで</p> <p>2 市長は、特別の事情がある場合において前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する期間内において別に納期を定めることができる。</p> | <p>1 普通徴収の方法によって徴収する個人の町民税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 6月1日から同月30日まで</p> <p>第2期 9月1日から同月30日まで</p> <p>第3期 11月1日から同月30日まで</p> <p>第4期 翌年1月1日から同月31日まで</p> <p>2 川内市と同じ</p> <p>ただし、市を町に置きかえる。</p> | <p>1 普通徴収の方法によって徴収する個人の町民税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 6月1日から同月30日まで</p> <p>第2期 8月1日から同月31日まで</p> <p>第3期 10月1日から同月31日まで</p> <p>第4期 翌年1月1日から同月31日まで</p> <p>2 川内市と同じ</p> | <p>樋脇町と同じ</p> | <p>1 普通徴収の方法によって徴収する個人の町民税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 6月15日から6月30日まで</p> <p>第2期 8月15日から8月31日まで</p> <p>第3期 10月15日から10月31日まで</p> <p>第4期 12月15日から12月25日まで</p> <p>2 川内市と同じ</p> <p>ただし、市を町に置きかえる。</p> | | |
| 納付書発送方法 | <p>・個人市民税、納税組合加入者は納税通知書を直接郵送、納付書は納税組合長へ</p> <p>・納税組合未加入者は納税通知書納付書は直接郵送</p> <p>・特別徴収市県民税、特別徴収義務者による個人配布</p> <p>・実施時期 特別徴収 5月 普通徴収 6月上旬</p> | <p>納税嘱託員へ内容については、川内市と同じ</p> | <p>・個人町民税、納税組合加入者は納税通知書、納付書を納税組合長へ</p> <p>・納税組合未加入者は納税通知書、納付書は直接郵送</p> <p>・特別徴収町県民税、特別徴収義務者による個人配布</p> <p>・実施時期 特別徴収 5月 普通徴収 6月中旬</p> | <p>・自治公民館加入者は納税通知書納付書とも自治公民館長へ</p> <p>・自治公民館未加入者は納税通知書納付書は直接郵送</p> <p>・特別徴収町県民税、特別徴収義務者による個人配布</p> <p>・実施時期 特別徴収 5月 普通徴収 6月上旬</p> | <p>個人町民税：納税組合加入者は納税通知書及び納付書を納税組合長に公民館文書で送付。</p> <p>・納税組合未加入者は納税通知書及び納付書を直接郵送で送付。</p> <p>特別徴収町県民税、特別徴収義務者による個人配布</p> <p>実施時期 特別徴収 6月 普通徴収 6月上旬</p> | | |

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

| 協定項目 | 8 地方税の取扱い | | | | 【個人市町村民税】 | 総務部会 税務分科会 |
|---------|---|--|--------------------------|--|--|------------|
| 調整方針（案） | | | | | | |
| 分野名 | 里村 | 上甌村 | 下甌村 | 鹿島村 | 調整方針案 | |
| 非課税範囲 | 川内市に同じ ただし市を村に置きかえる。 | 川内市に同じ ただし市を村に置きかえる。 | 川内市に同じ ただし市を村に置きかえる。 | 川内市に同じ ただし市を村に置きかえる。 | 地方税法の規定により、現行のとおりとする。 | |
| 申告期限 | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 地方税法の規定により、現行のとおりとする。 | |
| 納期 | 入来町に同じ ただし、町を村に置きかえる。 | 1 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税の納期は、次のとおりとする。 第1期 6月1日から同月30日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 11月1日から同月31日まで 第4期 翌年1月1日から同月31日まで 2 川内市に同じ ただし、市を村に置きかえる。 | 入来町に同じ ただし、町を村に置きかえる。 | 入来町に同じ ただし、町を村に置きかえる。 | 川内市の例により調整する。 ただし、各納期限については、月末とする方向で調整する。 | |
| 納付書発送方法 | 納税組合加入者は納税通知書を職員使送便 納税組合未加入者は納税通知書納付書は直接郵送 特別徴収村民税、特別徴収義務者による個人配布 実施時期 特別徴収 5月 普通徴収 6月上旬 | 普通徴収…納付書及び納税通知書は直接郵送。 特別徴収…納付書及び納税通知書は特別徴収義務者へ送付。個人へは特別徴収義務者による配布。 実施時期…普通徴収 5月上旬、特別徴収 6月上旬 | 川内市に同じ ただし、市を村に置きかえる。 | 個人村民税、納税通知書と納付書は区長 特別徴収村民税、特別徴収義務者による個人配布 実施時期 特別徴収 5月 普通徴収 6月上旬 | 合併までに総合的に調整する。 郵送を基本に調整する。 | |

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

| 協定項目 | 8 地方税の取扱い | | | | 【法人市町村民税】 | 総務部会 税務分科会 |
|-----------------|--|-----------------|--------|--------|-----------|------------|
| 調整方針(案) | ・法人市民税の法人税割の税率は、川内市の例により制限税率(14.7%)を採用する。 ただし、合併特例法第10条の規定により、合併年度に続く3年度間は現行の税率を適用する。 | | | | | |
| 分野名 | 川内市 | 樋脇町 | 入来町 | 東郷町 | 祁答院町 | |
| 納税義務者 | 市内に事務所又は事業所を有する法人…均等割+所得割 市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しない者…均等割 市内に事務所、事業所、又は寮を有する法人でない団体又は財団で代表者又は管理人の定めがある者 | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ |
| 課税標準及び税率 均等割 | 均等割(標準税率) | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ |
| 法人税割 | 法人税割14.7%(制限税率) | 法人税割12.3%(標準税率) | 樋脇町に同じ | 樋脇町に同じ | 樋脇町に同じ | 樋脇町に同じ |
| 申告期限 | 各事業年度終了日の翌日から2ヶ月以内 ただし、監査延長法人は3ヶ月以内 | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ |
| 納期 | 各事業年度終了日の翌日から2ヶ月以内 ただし、監査延長法人は3ヶ月以内 | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ |
| 納付書発送方法 | 申告書と同時発送 | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ |

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

| 協定項目 | 8 地方税の取扱い | | | | 【法人市町村民税】 | 総務部会 税務分科会 |
|-----------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|--|------------|
| 調整方針(案) | | | | | | |
| 分野名 | 里村 | 上甌村 | 下甌村 | 鹿島村 | 調整方針案 | |
| 納税義務者 | 川内市に同じ ただし市を村に置きかえる。 | 川内市に同じ ただし市を村に置きかえる。 | 川内市に同じ ただし市を村に置きかえる。 | 川内市に同じ ただし市を村に置きかえる。 | 地方税法の規定により、現行のとおりとする。 | |
| 課税標準及び税率 均等割 | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 地方税法の規定により、現行のとおりとする。 | |
| 法人税割 | 樋脇町に同じ | 樋脇町に同じ | 樋脇町に同じ | 樋脇町に同じ | 川内市の例により制限税率(14.7%)を採用する。 ただし、合併特別法第10条の規定により、合併年度に 続く3年度間は現行の税率を適用する。 | |
| 申告期限 | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 地方税法の規定により、現行のとおりとする。 | |
| 納期 | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 地方税法の規定により、現行のとおりとする。 | |
| 納付書発送方法 | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 現行のとおりとする。 | |

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

| 協定項目 | 8 地方税の取扱い | | | 【固定資産税】 | 総務部会 税務分科会 |
|---------|--|--|---|---|--|
| 調整方針(案) | <ul style="list-style-type: none"> 固定資産税の税率については、現行のとおり(1.4%)とする。 減免については、川内市の例により調整する。ただし、減免に関する条例については、合併までに調整する。 納期については、川内市の例により調整する。ただし、各納期限については、月末とする方向で調整する。 | | | | |
| 分野名 | 川内市 | 樋脇町 | 入来町 | 東郷町 | 祁答院町 |
| 課税客体 | 土地、家屋、償却資産 | 川内市と同じ | 川内市と同じ | 川内市と同じ | 川内市と同じ |
| 納税義務者 | 固定資産(土地、家屋及び償却資産)の所有者 | 川内市と同じ | 川内市と同じ | 川内市と同じ | 川内市と同じ |
| 賦課期日 | 1月1日 | 川内市と同じ | 川内市と同じ | 川内市と同じ | 川内市と同じ |
| 税率 | 1.4%(標準税率) | 川内市と同じ | 川内市と同じ | 川内市と同じ | 川内市と同じ |
| 免税点 | 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあっては30万円、家屋にあっては20万円、償却資産にあっては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。 | 川内市と同じ | 川内市と同じ | 川内市と同じ | 川内市と同じ |
| 減免 | <p>1 市長は、次の各号の一に該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。</p> <p>(1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産</p> <p>(2) 公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く。)</p> <p>(3) 市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか特別の事情があると認める固定資産</p> <p>2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称</p> <p>(2) 土地にあっては、その所在、地番、地目、地積及び価格</p> <p>(3) 家屋にあっては、その所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び価格</p> <p>(4) 償却資産にあっては、その所在、種類、数量及び価格</p> <p>(5) 減免を受けようとする理由及び第1項第3号の固定資産にあっては、その被害の状況</p> <p>3 第1項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>低開発地域工業促進法、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法、川内市企業立地促進条例、農村地域工業等促進法による課税免除</p> | <p>川内市と同じ</p> <p>ただし、市を町に置きかえる。</p> <p>1(4)なし</p> <p>災害被害者に対する町税等の減免に関する条例 過疎地域産業開発促進条例 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法</p> | <p>川内市と同じ</p> <p>ただし、市を町に置きかえる。</p> <p>1(4)なし</p> <p>災害被害者に対する町税等の減免に関する条例 過疎地域産業開発促進条例</p> | <p>川内市と同じ</p> <p>ただし、市を町に置きかえる。</p> <p>1(4)なし</p> <p>災害被害者に対する町税等の減免に関する条例 過疎地域産業開発促進条例</p> | <p>川内市と同じ</p> <p>ただし、市を町に置きかえる。</p> <p>1(4)なし</p> <p>災害被害者に対する町税等の減免に関する条例・過疎地域産業開発促進条例による減免</p> |

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

| 協定項目 | 8 地方税の取扱い | | | | 【固定資産税】 | 総務部会 税務分科会 |
|---------|---|--|--|--|---|------------|
| 調整方針（案） | | | | | | |
| 分野名 | 里村 | 上甌村 | 下甌村 | 鹿島村 | 調整方針案 | |
| 課税客体 | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 地方税法の規定により、現行のとおりとする。 | |
| 納税義務者 | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 地方税法の規定により、現行のとおりとする。 | |
| 賦課期日 | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 地方税法の規定により、現行のとおりとする。 | |
| 税率 | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 地方税法の規定により、現行のとおりとする。 | |
| 免税点 | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 地方税法の規定により、現行のとおりとする。 | |
| 減免 | 川内市に同じ ただし、市を村に置きかえる。 1(4)はなし。 里村工業開発促進条例による減免 | 川内市に同じ ただし、市を町に置きかえる。 1(4)なし 災害被害者に対する町税の減免に関する条例 | 川内市に同じ ただし、市を村に置きかえる。 3 なし 災害による被害者に対する村税の減免に関する条例による減免 | 川内市に同じ ただし、市を村に置きかえる。 3 なし 災害による被害者に対する村税の減免に関する条例による減免 | 川内市の例により調整する。 ただし、減免に関する規定については、合併までに調整する。 | |

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

| 協定項目 | 8 地方税の取扱い | | | | (固定資産税) | 総務部会 税務分科会 |
|----------|--|--|---|--|--|------------|
| 調整方針(案) | | | | | | |
| 分野名 | 川内市 | 樋脇町 | 入来町 | 東郷町 | 祁答院町 | |
| 非課税の範囲 | 地方税法第348条のとおり | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市と同じ | 川内市に同じ | |
| 償却資産申告期限 | 1月31日 | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市と同じ | 川内市に同じ | |
| 納期 | 第1期 5月1日から同月28日まで 第2期 7月1日から同月28日まで 第3期 9月1日から同月28日まで 第4期 12月1日から同月25日まで 2 固定資産税額が4,000円以下の金額であるものについては、前2項の規定にかかわらず、当該各項の規定によって定められた納期のうち納税通知書で指定する一の納期において、当該固定資産税額の全額を徴収する。 | 第1期 5月1日から同月31日まで 第2期 7月1日から同月31日まで 第3期 12月1日から同月28日まで 第4期 翌年2月1日から同月末日まで 2 川内市に同じ ただし、3,900円以下 | 第1期 5月1日から同月31日まで 第2期 7月1日から同月31日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 第4期 12月1日から同月25日まで 2 川内市に同じ ただし、3,900円以下 | 第1期 5月1日から同月31日まで 第2期 7月1日から同月31日まで 第3期 12月1日から同月25日まで 第4期 2月1日から同月末日まで 2 川内市に同じ ただし、3,900円以下 | 第1期 5月15日から5月31日まで 第2期 7月15日から7月31日まで 第3期 9月15日から9月30日まで 第4期 11月15日から11月30日まで 2 川内市に同じ ただし、3,900円以下 | |
| 納付書発送方法 | ・納税組合加入者は納税通知書を直接郵送、納付書は納税組合長へ ・納税組合未加入者は納税通知書納付書は直接郵送 ・実施時期 普通徴収5月上旬 | 納税嘱託員へ内容については、川内市に同じ | ・納税組合加入者は納税通知書、納付書を納税組合長へ ・納税組合未加入者は納税通知書納付書は直接郵送 ・実施時期 普通徴収5月上旬 | ・自治公民館加入者は納税通知書納付書とも自治公民館長へ ・自治公民館未加入者は納税通知書納付書は直接郵送 ・実施時期 普通徴収5月上旬 | ・納税組合加入者は納税通知書及び納付書を納税組合長へ ・自治公民館文書により送付。 ・納税組合未加入者は納税通知書及び納付書を直接郵送する。 ・実施時期 普通徴収 5月上旬 | |

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

| 協定項目 | 8 地方税の取扱い | | | | (固定資産税) | 総務部会 税務分科会 |
|----------|--|---|---|---|--|------------|
| 調整方針(案) | | | | | | |
| 分野名 | 里村 | 上甌村 | 下甌村 | 鹿島村 | 調整方針案 | |
| 非課税の範囲 | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 地方税法の規定により、現行のとおりとする。 | |
| 償却資産申告期限 | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 地方税法の規定により、現行のとおりとする。 | |
| 納期 | 第1期 4月1日から同月30日まで 第2期 7月1日から同月31日まで 第3期 12月1日から同月25日まで 第4期 2月1日から同月末日まで 2 川内市に同じ ただし、3,900円以下 | 第1期 5月1日から6月2日まで(15年度に限り) 第1期 4月1日から同月30日まで 第2期 7月1日から同月31日まで 第3期 12月1日から同月25日まで 第4期 翌年2月1日から同月末日まで 2 川内市に同じ ただし、3,900円以下 | 第1期 5月1日から6月2日まで(15年度に限り) 第1期 4月1日から同月30日まで 第2期 7月1日から同月31日まで 第3期 12月1日から同月25日まで 第4期 翌年2月1日から同月末日まで 2 川内市に同じ ただし、3,900円以下 | 第1期 4月1日から同月30日まで(評価替年時 5月1日から同月31日まで) 第2期 7月1日から同月31日まで 第3期 12月1日から同月25日まで 第4期 翌年2月1日から同月末日まで 2 川内市に同じ ただし、3,900円以下 | 川内市の例により調整する。 ただし、各納期限については、月末とする方向で調整する。 | |
| 納付書発送方法 | 納税組合加入者は納税通知書を職員使送便 納税組合未加入者は納税通知書納付書は直接郵送 実施時期 普通徴収4月上旬 | 納税義務者へ直接郵送 | ・納税組合加入者は納税通知書を直接郵送, 納付書は納税組合長へ ・納税組合未加入者は納税通知書及び納付書は直接郵送 ・実施時期 普通徴収4月上旬、評価替年時 5月上旬 | ・村内納税者分納税通知書納付書は区長へ ・村外納税者分納税通知書納付書は直接郵送 ・実施時期 普通徴収4月上旬、評価替年時 5月上旬 | 合併までに総合的に調整する。 郵送を基本に調整する。 | |

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

| 協定項目 | 8 地方税の取扱い | | | 【特別土地保有税】 | 総務部会 税務分科会 |
|---------|--|------------------------|------------------------|--|------------------------|
| 調整方針(案) | ・特別土地保有税については、川内市、樋脇町、入来町の例により調整する。 | | | | |
| 分野名 | 川内市 | 樋脇町 | 入来町 | 東郷町 | 祁答院町 |
| 課税客体 | 5000㎡以上の土地 | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 10,000㎡以上の土地 | 東郷町に同じ |
| 納税義務者 | 1月1日現在、取得後10年未満に基づき5000㎡以上土地を保有している所有者、又は1年以内に、5000㎡以上取得した土地の所有者 | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 1月1日現在、取得後10年未満に基づき10,000㎡以上土地を保有している所有者、又は1年以内に、10,000㎡以上取得した土地の所有者 | 東郷町に同じ |
| 課税標準額 | 購入の場合は購入の代価、手数料、その購入のために要した費用の合計額 購入以外の場合はその土地の取得に通常要する価格 | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市と同じ | 川内市に同じ |
| 税率 | 土地に対して課する特別土地保有税にあっては100分の1.4、土地の取得に対して課する特別土地保有税にあっては100分の3とする。 | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市と同じ | 川内市に同じ |
| 減免 | 市長は、次の各号の一に該当する土地又はその取得のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。 (1) 公益のために直接専用する土地 (2) 市の全部又は一部にわたる災害により、著しく価値を減じた土地 (3) 前2号に掲げる土地以外の土地で特別の事由があるもの 2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称 (2) 土地の所在、地番、地目、面積、取得年月日及び取得価額並びに税額 (3) 減免を受けようとする理由及び前項第2号の土地にあっては、その被害の状況 3 第1項の規定によって特別土地保有税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 | 川内市に同じ ただし市を町に置き換える | 川内市に同じ ただし市を町に置き換える | 川内市に同じ ただし市を町に置き換える | 川内市に同じ ただし市を町に置き換える |

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

| 協定項目 | 8 地方税の取扱い | | | | 【特別土地保有税】 | 総務部会 税務分科会 |
|---------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|-----------------------|------------|
| 調整方針（案） | | | | | | |
| 分野名 | 里村 | 上郷村 | 下郷村 | 鹿島村 | 調整方針案 | |
| 課税客体 | 東郷町に同じ | 東郷町に同じ | 東郷町に同じ | 東郷町に同じ | 川内市、樋脇町、入来町の例により調整する。 | |
| 納税義務者 | 東郷町に同じ | 東郷町に同じ | 東郷町に同じ | 東郷町に同じ | 川内市、樋脇町、入来町の例により調整する。 | |
| 課税標準額 | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 地方税法の規定により、現行のとおりとする。 | |
| 税率 | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 地方税法の規定により、現行のとおりとする。 | |
| 減免 | 川内市に同じ ただし、市を村に置きかえる。 | 川内市に同じ ただし、市を村に置きかえる。 | 川内市に同じ ただし、市を村に置きかえる。 | 川内市に同じ ただし、市を村に置きかえる。 | 地方税法の規定により、現行のとおりとする。 | |

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

| 協定項目 | 8 地方税の取扱い | | | | 【特別土地保有税】 | 総務部会 税務分科会 |
|---------|---|--------|--------|---|-----------|------------|
| 調整方針(案) | | | | | | |
| 分野名 | 川内市 | 樋脇町 | 入来町 | 東郷町 | 祁答院町 | |
| 免税点 | 同一の者について、法第599条第1項第1号の特別土地保有税にあってはその者が1月1日に所有する土地(法第586条第1項若しくは第2項、第587条第1項又は第587条の2第1項本文の規定の適用がある土地を除く。)の合計面積が、法第599条第1項第2号の特別土地保有税にあってはその者が1月1日前1年以内に取得した土地(当該土地の取得について法第586条第1項若しくは第2項又は第587条第2項の規定の適用がある土地を除く。以下本条において同じ。)の合計面積が、法第599条第1項第3号の特別土地保有税にあってはその者が7月1日前1年以内に取得した土地の合計面積が、それぞれ5,000平方メートルに満たない場合には、特別土地保有税を課さない。 | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市と同じ ただし5,000平方メートルを10,000平方メートルに置き換える | 東郷町に同じ | |
| 徴収方法 | 申告納付 | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市と同じ | 川内市に同じ | |
| 申告納付期限 | 保有分は5月末、取得分は2月末と8月末 | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市と同じ | 川内市に同じ | |
| 納付書発送方法 | 郵送 | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市と同じ | 川内市に同じ | |

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

| 協定項目 | 8 地方税の取扱い | | | | 【特別土地保有税】 | 総務部会 税務分科会 |
|---------|-----------|--------|--------|--------|-----------------------|------------|
| 調整方針(案) | | | | | | |
| 分野名 | 里村 | 上甌村 | 下甌村 | 鹿島村 | 調整方針案 | |
| 免税点 | 東郷町に同じ | 東郷町に同じ | 東郷町に同じ | 東郷町に同じ | 川内市、樋脇町、入来町の例により調整する。 | |
| 徴収方法 | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 地方税法の規定により、現行のとおりとする。 | |
| 申告納付期限 | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 地方税法の規定により、現行のとおりとする。 | |
| 納付書発送方法 | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 現行のとおりとする。 | |

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

| 協定項目 | 8 地方税の取扱い | | | | 【鉱産税】 | 総務部会 税務分科会 |
|---------|----------------------|------|--|------|------------|------------|
| 調整方針(案) | ・ 鉱産税については、入来町の例による。 | | | | | |
| 分野名 | 川内市 | 樋脇町 | 入来町 | 東郷町 | 祁答院町 | |
| 課税客体 | 該当なし | 該当なし | 鉱業法第3条で規定する鉱物の掘採事業 | 該当なし | 該当なし | |
| 納税義務者 | | | 鉱業者 | | | |
| 課税標準額 | | | 鉱物の価格 | | | |
| 税率 | | | 100分の1 ただし、作業場において期間内に採掘された鉱物の価格の合計額が200万円以下である場合は、100分の0.7とする。 | | | |
| 申告納付期限 | | | 前月1日から同月末日までの期間内において採掘した鉱物について毎月15日から同月末日までに申告納付しなければならない | | | |
| 納付書発送方法 | | | 申告書と同時発送 | | | |
| 分野名 | 里村 | 上甌村 | 下甌村 | 鹿島村 | 調整方針案 | |
| 課税客体 | 該当なし | 該当なし | 該当なし | 該当なし | 入来町の例による。 | |
| 納税義務者 | | | | | 入来町の例による。 | |
| 課税標準額 | | | | | 入来町の例による。 | |
| 税率 | | | | | 入来町の例による。 | |
| 申告納付期限 | | | | | 入来町の例による。 | |
| 納付書発送方法 | | | | | 現行のとおりとする。 | |

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

| 協定項目 | 8 地方税の取扱い | | 【軽自動車税】 | | 総務部会 税務分科会 |
|---------|---|---|---------|--------|------------|
| 調整方針(案) | <ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税の税率は、川内市、東郷町の例により調整する。 ・納期については、川内市の例により調整する。ただし、納期限については、月末とする方向で調整する。 ・減免、課税免除については、川内市の例により調整する。 ・非課税の範囲については、地方税法第443条によるものとする。 | | | | |
| 分野名 | 川内市 | 樋脇町 | 入来町 | 東郷町 | 祁答院町 |
| 課税客体 | 原動機付自転車, 軽自動車, 小型特殊自動車, 2輪の小型自動車 | 川内市と同じ | 川内市と同じ | 川内市と同じ | 川内市と同じ |
| 納税義務者 | <p>1 軽自動車税は、原動機付自転車, 軽自動車, 小型特殊自動車及び2輪の小型自動車(以下軽自動車税について「軽自動車等」といふ。)に対し、その所有者に課する。</p> <p>2 軽自動車等の売買があった場合において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。</p> <p>3 軽自動車等の所有者が法第443条第1項の規定によって軽自動車税を課することができない者である場合においては、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供するものについては、これを課さない。</p> | 川内市と同じ | 川内市と同じ | 川内市と同じ | 川内市と同じ |
| 賦課期日 | 4月1日 | 川内市と同じ | 川内市と同じ | 川内市と同じ | 川内市と同じ |
| 車種別税額 | <p>1(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 1,000円</p> <p>イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 1,200円</p> <p>ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 1,600円</p> <p>エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 2,500円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>ア 軽自動車</p> <p>2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 2,400円</p> <p>3輪のもの 年額 3,100円</p> <p>4輪以上のもの</p> <p>乗用のもの</p> <p>営業用 年額 5,500円</p> <p>自家用 年額 7,200円</p> <p>貨物用のもの</p> <p>営業用 年額 3,000円</p> <p>自家用 年額 4,000円</p> <p>イ 小型特殊自動車</p> <p>農耕作業用のもの 年額 1,600円</p> <p>その他のもの 年額 4,700円</p> <p>(3) 2輪の小型自動車 年額 4,000円</p> | <p>川内市と同じ</p> <p>ただし (2)軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>ア軽自動車中</p> <p>専ら雪上を走行するもの</p> <p>年額2,400円を加える。</p> | 樋脇町と同じ | 川内市と同じ | 樋脇町と同じ |

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

| 協定項目 | 8 地方税の取扱い | | | | 【軽自動車税】 | 総務部会 税務分科会 |
|---------|-----------|--------|--------|--------|-----------------------|------------|
| 調整方針(案) | | | | | | |
| 分野名 | 里村 | 上甌村 | 下甌村 | 鹿島村 | 調整方針案 | |
| 課税客体 | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 地方税法の規定により、現行のとおりとする。 | |
| 納税義務者 | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 地方税法の規定により、現行のとおりとする。 | |
| 賦課期日 | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 地方税法の規定により、現行のとおりとする。 | |
| 車種別税額 | 樋脇町に同じ | 樋脇町に同じ | 樋脇町に同じ | 樋脇町に同じ | 川内市、東郷町の例により調整する。 | |

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

| 協定項目 | 8 地方税の取扱い | | | | | 〔軽自動車税〕 | 総務部会 税務分科会 |
|---------|---|---|---|---|---|---------|------------|
| 調整方針(案) | | | | | | | |
| 分野名 | 川内市 | 樋脇町 | 入来町 | 東郷町 | 祁答院町 | | |
| 納期 | 5月1日から5月28日まで | 4月11日から4月30日まで | 4月11日から4月30日まで | 4月11日から同月30日まで | 4月15日から4月30日まで | | |
| 減免 | <p>1 市長は、次の各号の一に該当する軽自動車等のうち必要があると認めるものについては、軽自動車税を減免する。</p> <p>(1) 公益のため直接専用する軽自動車等</p> <p>(2) 前号に掲げるほか特別の事情があると認める軽自動車等</p> <p>2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)軽自動車の種別</p> <p>(2)軽自動車の所有者等の住所又は氏名若しくは名称</p> <p>(3)主たる定置場</p> <p>(4)原動機の形式</p> <p>(5)原動機の総排気量又は定格出力</p> <p>(6)用途</p> <p>(7)形状</p> <p>(8)車両番号又は標識番号</p> <p>3 第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>4 身体障害者等に対する軽自動車税の減免</p> <p>○身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」といふ)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」といふ)が有する軽自動車等(身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車を含む)で当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」といふ)のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る)を常時介護する者が運転するものうち、市長が必要と認めるもの(1台に限る)○その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等</p> <p>○上記の提出期限は、納期限前7日までに申請</p> <p>○前年度の減免申請者で次年度課税対象となる車両を有するものへ減免申請書を送付し、申請を促す。新規の者へは広報誌により記事を掲載して申請を促す。</p> | <p>川内市と同じ。</p> <p>ただし、市を町に置きかえる。</p> <p>1(2)はなし</p> | <p>川内市と同じ。</p> <p>ただし、市を町に置きかえる。</p> <p>1は、町長は、公益のために直接専用するものと認める軽自動車などに対しては、軽自動車税を減免することができる。</p> | <p>川内市と同じ。</p> <p>ただし、市を町に置きかえる。</p> <p>1(2)はなし</p> | <p>川内市と同じ。</p> <p>ただし、市を町に置きかえる。</p> <p>1(2)はなし</p> | | |
| 課税免除 | <p>商品であって使用しない軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。</p> | <p>川内市と同じ</p> | <p>次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。</p> <p>(1) 商品であって使用しない軽自動車</p> <p>(2) 軽自動車などを製造又は販売する者が車体試験のため所定の表示をして使用するもの(営業者1人について1台に限る。)</p> | <p>川内市と同じ</p> | <p>川内市と同じ</p> | | |

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

| 協定項目 | 8 地方税の取扱い | | | | 【軽自動車税】 | 総務部会 税務分科会 |
|---------|--|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--|------------|
| 調整方針(案) | | | | | | |
| 分野名 | 里村 | 上甌村 | 下甌村 | 鹿島村 | 調整方針案 | |
| 納期 | 4月11日から同月30日まで | 5月1日から5月31日まで | 4月11日から同月30日まで | 4月11日から同月30日まで | 川内市の例により調整する。 ただし、各納期限については、月末とする方向で調整する。 | |
| 減免 | 川内市と同じ。 ただし、市を村に置きかえる。 1(2)はなし | 川内市と同じ。 ただし、市を村に置きかえる。 1(2)はなし | 川内市と同じ。 ただし、市を村に置きかえる。 1(2)はなし | 川内市と同じ。 ただし、市を村に置きかえる。 1(2)はなし | 川内市の例により調整する。 | |
| 課税免除 | 川内市と同じ ただし、「日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち救急用のもの」を加える。 | 川内市と同じ | 川内市と同じ | 川内市と同じ | 川内市の例により調整する。 | |

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

| 協定項目 | 8 地方税の取扱い | | | | 【軽自動車税】 | 総務部会 税務分科会 |
|---------|---|--|--|-----------------------|--------------------|------------|
| 調整方針（案） | | | | | | |
| 分野名 | 川内市 | 樋脇町 | 入来町 | 東郷町 | 祁答院町 | |
| 非課税の範囲 | <p>【軽自動車税の非課税の範囲】(地方税法第443条)</p> <p>第443条 市町村は、国及び非課税独立行政法人並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び地方開発事業団に対しては、軽自動車税を課することができない。</p> <p>2 市町村は、日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち直接その本来の事業の用に供する救急用のものその他これに類するもので市町村の条例で定めるものに対しては、軽自動車税を課することができない。</p> | <p>川内市に同じ</p> <p>【樋脇町税条例】 所有者が法第443条第1項の規定によって軽自動車税を課することができない者である場合においては、その使用者に課する。 但し、公用又は公共の用に共するものについては課さない。</p> | <p>川内市に同じ</p> <p>【入来町税条例】 所有者が法第443条第2項の規定によって軽自動車税を課することができない者である場合においては、その使用者に課する。 但し、公用又は公共の用に共するものについては課さない。</p> | <p>川内市に同じ</p> | <p>川内市に同じ</p> | |
| 納付書発送方法 | 納税組合へは使送便,未加入者は郵送 | 納税嘱託員へは私送便,未加入者については郵送 | 納税組合へは使送便,未加入者は郵送 | 自治公民館加入者へは使送便,未加入者は郵送 | 納税組合は公民館文書,未加入者は郵送 | |

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

| 協定項目 | 8 地方税の取扱い | | | | 【軽自動車税】 | 総務部会 税務分科会 |
|---------|---------------------|---|--------|---|-------------------------------|------------|
| 調整方針(案) | | | | | | |
| 分野名 | 里村 | 上甑村 | 下甑村 | 鹿島村 | 調整方針案 | |
| 非課税の範囲 | 川内市に同じ | 川内市に同じ 【上甑村税条例】 日本赤十字社が所有する軽自動車のうち救急用のものには課さない。 | 川内市に同じ | 川内市に同じ 【鹿島村税条例】 公用又は公共の用に供するものについては課さない。 日本赤十字社が所有する軽自動車のうち救急用のものには課さない。 | 地方税法第443条による。 | |
| 納付書発送方法 | 納税組合へは職員使送便、未加入者は郵送 | 納税義務者へ直接郵送 | 川内市に同じ | 村内納税者分納税通知書納付書は区長へ 村外納税者分納税通知書納付書は直接郵送 | 合併までに総合的に調整する。 郵送を基本に調整する。 | |

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

| 協定項目 | 8 地方税の取扱い | | 【市町村たばこ税】 | | 総務部会 税務分科会 | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|--|--------|-----------|---------------|------------|----------|------|---------|------|---------|------|---------------|------|---------------|------|--------|--------|--------|--------|
| 調整方針（案） | ・市町村たばこ税については、現行のとおりとする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 分野名 | 川内市 | 樋脇町 | 入来町 | 東郷町 | 祁答院町 | | | | | | | | | | | | | | |
| 納税義務者 | 製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者 | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | | | | | | | | | | | | | | |
| 課税標準額 | <p>たばこ税の課税標準は、第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの本数とする。</p> <p>2 前項の製造たばこの本数は、喫煙用の紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める重量をもって喫煙用の紙巻たばこの1本に換算するものとする。この場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 喫煙用の製造たばこ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア バイブたばこ</td> <td>1グラム</td> </tr> <tr> <td>イ 葉巻たばこ</td> <td>1グラム</td> </tr> <tr> <td>ウ 刻みたばこ</td> <td>2グラム</td> </tr> <tr> <td>(2) かみ用の製造たばこ</td> <td>2グラム</td> </tr> <tr> <td>(3) かき用の製造たばこ</td> <td>2グラム</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 前項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を本数に換算する場合の計算は、第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同欄に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を喫煙用の紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>4 前項の計算に関し、製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>たばこ税の課税標準は、第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの本数とする。</p> | 区分 | 重量 | (1) 喫煙用の製造たばこ | | ア バイブたばこ | 1グラム | イ 葉巻たばこ | 1グラム | ウ 刻みたばこ | 2グラム | (2) かみ用の製造たばこ | 2グラム | (3) かき用の製造たばこ | 2グラム | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ |
| 区分 | 重量 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 喫煙用の製造たばこ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ア バイブたばこ | 1グラム | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| イ 葉巻たばこ | 1グラム | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ウ 刻みたばこ | 2グラム | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) かみ用の製造たばこ | 2グラム | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3) かき用の製造たばこ | 2グラム | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 課税免除 | 卸売業者等が法第469条第1項各号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等をする場合には当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対しては、たばこ税を免除する。前項の規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則第16条の2の3に規定する書類を提出しない場合には、適用しない。 | 川内市と同じ | 川内市と同じ | 川内市と同じ | 川内市と同じ | | | | | | | | | | | | | | |
| 税率 | <p>旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ</p> <p>1、000本につき2,977円</p> <p>旧3級品の紙巻たばこ</p> <p>1、000本につき1,412円</p> | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | | | | | | | | | | | | | | |
| 申告期限・納期 | 毎月末日 | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | | | | | | | | | | | | | | |
| 納付書発送方法 | 納税義務者が指定の様式を作成 | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | | | | | | | | | | | | | | |

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

| 協定項目 | 8 地方税の取扱い | | | | 【市町村たばこ税】 | 総務部会 税務分科会 |
|---------|----------------------|--------|----------------------|--------|-----------------------|------------|
| 調整方針(案) | | | | | | |
| 分野名 | 里村 | 上甌村 | 下甌村 | 鹿島村 | 調整方針案 | |
| 納税義務者 | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 地方税法の規定により、現行のとおりとする。 | |
| 課税標準額 | 川内市に同じ ただし、4の後段なし | 川内市に同じ | 川内市に同じ ただし、4の後段なし | 川内市に同じ | 地方税法の規定により、現行のとおりとする。 | |
| 課税免除 | 川内市と同じ | 川内市と同じ | 川内市と同じ | 川内市と同じ | 地方税法の規定により、現行のとおりとする。 | |
| 税率 | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 地方税法の規定により、現行のとおりとする。 | |
| 申告期限・納期 | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 地方税法の規定により、現行のとおりとする。 | |
| 納付書発送方法 | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 現行のとおりとする。 | |

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

| 協定項目 | 8 地方税の取扱い | | | | | 〔入湯税〕 | 総務部会 税務分科会 |
|---------------------|--|---|--|--|---|-------|------------|
| 調整方針(案) | <ul style="list-style-type: none"> 入湯税の税率については、川内市、樋脇町、入来町、祁答院町(100円)の例により調整する。 課税免除については、合併までに調整する。 入湯税の充当については、新市において平成17年度分から調整する。 | | | | | | |
| 分野名 | 川内市 | 樋脇町 | 入来町 | 東郷町 | 祁答院町 | | |
| 納税義務者 | 鉱泉浴場の入湯客 | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市と同じ | 川内市と同じ | | |
| 課税免除 | 年齢12歳未満のもの 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 | 川内市に同じ | 年齢12歳未満の者 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 長期療養を必要とする者 入来町老人福祉センターに設置された浴場に入湯する者のうち、町内に住所を有する高齢者(年齢65歳以上の者)、障害者(身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている者及び精神薄弱者)又は寡婦(夫と死別した婚姻届をしていない者又は夫と離婚した後婚姻をしていない者で扶養親族を有する者) | 年齢12歳未満のもの 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 町が地域住民の福祉の向上を図るため近隣の住民に使用させることを目的として設置した施設における入湯 | 川内市に同じ | | |
| 税率 | 入湯客 1人1日につき 100円 | 入湯客 1人1日につき 100円 | 入湯客 1人1日につき 100円 | 入湯客 1人1日につき 150円 | 入湯客 1人1日につき 100円 | | |
| 徴収方法 | 特別徴収 | 川内市と同じ | 川内市と同じ | 川内市と同じ | 川内市と同じ | | |
| 施設名 | 富士屋、双葉旅館、梅屋旅館、西方屋、旅館泉荘、喜久屋旅館、竹屋旅館、ホテルマル善、温泉平佐城、春日荘、川内ホテル、ホテルおとり荘、ホテル東洋、ホテル太陽パレスの14施設 | 摩摩の里、きくすい館、市比野荘、みどり屋、紫月荘、サンシャイン和光、丸山温泉、奥旅館、松葉荘、喜久屋、まつみ荘、みなど屋、久木田温泉、八重荘、グリーンランド市野野、サンライシティ比野、グリーンヒル | 入来町社会福祉協議会、ホテルふちさき、旭屋、ちどり屋、城山観光(株) | 該当施設なし | いこいの村いわた池、祁答院ゴルフ倶楽部、ホテル祁答院、ぶくち旅館、有田屋、秀水園、小島旅館 の7施設 | | |
| 納付書発送方法 | 不足時に、1冊(50枚)配布 郵送 | 4月に各業者に1年分配布 郵送 | 年度前に15枚送付 郵送 | 該当なし | 年度当初12枚送付する。 郵送 | | |
| 入湯税充当状況 (平成14年度) | 川内市観光協会運営補助金 事業費 4,231千円 (入湯税 881千円、一般財源他 3,350千円) 観光施設整備補助金 事業費 2,661千円 (入湯税 2,661千円、一般財源等 0千円) | 消防指令車 事業費 2,040千円(入湯税500千円、他1,540千円) 消火栓維持管理費負担金 事業費1,834千円(入湯税837千円、他997千円) 市比野温泉杯サッカー大会補助金 事業費2,000千円(入湯税 1,600千円、他400千円) 観光協会地域活性化イベント補助金 事業費 1,500千円(入湯税1,000千円、他500千円) R川内駅電照広告料 事業費347千円(入湯税300千円、他47千円) 観光キャンペーン事業 事業費503千円(入湯税406千円、他98千円) | 小型合併処理浄化槽設置事業 事業費16,150千円 (入湯税4,257千円、一般財源他2,663千円) | 該当なし | 防火水槽設置事業 事業費2,860千円 (入湯税2,800千円、一般財源60千円) 鶴牟田池優勝の森整備他 事業費40,841千円 (入湯税2,831千円、一般財源他38,010千円) | | |

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

| 協定項目 | 8 地方税の取扱い | | | | [入湯税] | 総務部会 税務分科会 |
|---------------------|--|------|------|------|--|------------|
| 調整方針(案) | | | | | | |
| 分野名 | 里村 | 上甌村 | 下甌村 | 鹿島村 | 調整方針案 | |
| 納税義務者 | 川内市に同じ | 該当なし | 該当なし | 該当なし | 地方税法の規定により、現行のとおりとする。 | |
| 課税免除 | 年齢12歳未満のもの 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 里村交流センターで福祉目的に入湯する村民 | | | | 、については地方税法の規定により、現行のとおりとする。 入来町、東郷町、里村の 及び については、合併までに調整する。 | |
| 税率 | 入湯客 1人1日につき 150円 | | | | 川内市、樋脇町、入来町、祁答院町(100円)の例により調整する。 | |
| 徴収方法 | 川内市に同じ | | | | 地方税法の規定により、現行のとおりとする。 | |
| 施設名 | 里村交流センター | | | | 現行のとおりとする。 | |
| 納付書発送方法 | 納税義務者が指定の様式を作成 | | | | 合併までに総合的に調整する。 郵送を基本に調整する。 | |
| 入湯税充当状況 (平成14年度) | ・泉源取湯ポンプ取替工事 事業費2,310千円 (入湯税1,490千円、一般財源他820千円) | | | | 新市において、平成17年度分から調整する。 | |

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

| 協定項目 | 8 地方税の取扱い | | | | 【納税組合】 | 総務部会 税務分科会 |
|---------|--|--|---|------|---|------------|
| 調整方針(案) | ・納税組合及び納税嘱託員制度については、廃止の方向で調整する。 ・納税組合奨励金及び補助金、納税嘱託員委託料については、新市自治組織への補助金制度の中で調整する。 | | | | | |
| 分野名 | 川内市 | 樋脇町 | 入来町 | 東郷町 | 祁答院町 | |
| 規約・規定等 | 川内市納税組合奨励金交付規則 | なし | 入来町納税組合報償金交付規程 (ただし、平成14年度は予算を総務課で計上し、公民会活動助成金として交付した。15年度の予算計上額400万円。) | 該当なし | 納税貯蓄組合補助金交付規則 祁答院町納税表彰規則 | |
| 組合数 | 158組合(平成15年4月1日現在) | 納税嘱託員 93人(15年4月1日) | 69組合(平成15年4月1日現在) | | 128組合(平成15年4月1日現在) | |
| 納税組合奨励金 | 1件40円、納付額の1000分の10 (1納税義務者20万円まで) 平成14年度決算額5,315,160円 10月と3月に支払 | 委託料 均等割 2,500円 世帯割 1世帯 500円 平成14年度決算額 2,888,000円 12月と4月に支払 | 納付書1枚につき50円を交付する。納期限内完納の場合、納付額に100分の2を乗じて得た額、その他については100分の1.5を乗じて得た額 14年度助成額 5,171,000円 3月に支払 | | 1 戸数割 自治公民館の全世帯で構成した組合 1戸あたり年額60円以内 班内の全世帯で構成した組合 50円以内 その他の構成による組合 40円以内 2 納税額による報償金:納期限内に完納したとき 納税額の4%以内 最終納期限内に完納したとき 3.2%以内 最終納期限内において納税率が 95%以上100%未満のとき 1.5%以内 平成14年度決算額 4,869,000円 | |
| 補助金 | なし | なし | なし | | なし | |
| 役員数 | なし | なし | なし | | なし | |
| 分野名 | 里村 | 上甌村 | 下甌村 | 鹿島村 | 調整方針案 | |
| 規約・規定等 | 里村納税組合奨励金交付規則 | 該当なし | 下甌村納税組合補助金及び奨励金等交付規則 | 該当なし | ・納税組合及び納税嘱託員制度については、廃止の方向で調整する。 ・納税組合奨励金及び補助金、納税嘱託員委託料については、新市自治組織への補助金制度の中で調整する。 | |
| 組合数 | 19組合(平成15年4月1日現在) | | 46組合(平成15年4月1日現在) | | | |
| 納税組合奨励金 | 組合員1人50円以内、納付額の100分の1以内 平成14年度決算額 668,416円 翌年5月に支払 | | 1 奨励金 件数割 納付書1枚につき10円 納税額割 納税額の100分の3 2 設立助成金 1世帯につき100円を交付する。ただし、解散した組合が再び組合を設立した場合は支給しない。 平成14年度決算額 1,897,384円 | | | |
| 補助金 | なし | | 一組合に対し年税額7,000円のほか10人を超える組合に対して、そのを超える組合員数1人につき500円を増す。ただし、この場合における組合員数は1世帯につき1人とする。 平成14年度決算額 450,500円 | | | |
| 役員数 | なし | | なし | | | |

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

| 協定項目 | 8 地方税の取扱い | | | | 【納期前納報奨金】 | 総務部会 税務分科会 |
|------------|-------------------------------------|---|--|------|--|------------|
| 調整方針(案) | ・個人町(村)民税、固定資産税の納期前納付奨励金については、廃止する。 | | | | | |
| 分野名 | 川内市 | 樋脇町 | 入来町 | 東郷町 | 祁答院町 | |
| 制度の内容 | 該当なし | 該当なし | 納税者は納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。 | 該当なし | 第1期納期限内に第2期以後の納付額全額を納税した場合で徴収金に未納がない者に交付する。 | |
| 報奨金の額決定 | | | 納期前に納付した税額の100分の1に、納期前に係る月数(100円未満は交付しない。) | | 税額×1%×前納月数(1月未満の端数がある場合14日以下切り捨て、15日以上は1月とする)100円未満の端数は切り捨て限度額なし | |
| 対象税目等 | | | 個人町民税 固定資産税 | | 個人町民税、固定資産税 | |
| 平成14年度報奨金額 | | | 個人町民税 355件 708千円 固定資産税 1,489件 3,904千円 計 1,844件 4,612千円 | | 個人町民税 148件 225千円 固定資産税 907件 1,190千円 計 1,055件 1,415千円 | |
| 分野名 | 里村 | 上甌村 | 下甌村 | 鹿島村 | 調整方針案 | |
| 制度の内容 | 該当なし | 納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合においては、下記の計算で得た額の報奨金を交付する。 | 祁答院町に同じ | 該当なし | 個人町(村)民税、固定資産税の納期前納付奨励金については、廃止する。 | |
| 報奨金の額決定 | | 納付前に納付した税額の100分の1に、納期前に係る月数(1月未満の端数がある場合においては14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。)を乗じて得た額(300円以上)。 | 納付前に納付した税額×1%×前納月数(1月未満の端数がある場合14日以下切り捨て、15日以上は1月とする)その額が200円未満である場合は交付しない、限度額なし | | | |
| 対象税目等 | | 個人村民税、固定資産税 | 個人村民税、固定資産税 | | | |
| 平成14年度報奨金額 | | 個人村民税 47件 46千円 固定資産税 253件 2,032千円 計 300件 2,078千円 | 個人村民税 88件 177千円 固定資産税 387件 1,676千円 計 475件 1,853千円 | | | |

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

| 協定項目 | 8 地方税の取扱い | | | | 【口座振替】 | 総務部会 税務分科会 |
|---------|--|-------------------------|--|--|---|------------|
| 調整方針(案) | ・口座振替については、川内市の例により調整し、取扱い金融機関については、合併までに総合的に調整する。 | | | | | |
| 分野名 | 川内市 | 樋脇町 | 入来町 | 東郷町 | 祁答院町 | |
| 振替日 | 毎月25日 | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 毎月25日(3月以外) | 川内市に同じ | |
| 振替手数料 | 郵便局へは1件10円 その他の金融機関へは1件10円50銭 | 川内市に同じ | 川内市に同じ | 川内市と同じ | 川内市に同じ | |
| 取扱い金融機関 | 鹿児島銀行(指定金融機関) 市内の各金融機関川内支店並びに各郵便局(収納代理金融機関) | 川内市に同じ | さつま川内農協(指定金融機関)、鹿児島銀行、県信用組合宮之城支店、川内信用金庫市比野支店、九州労働金庫川内支店 各郵便局(収納代理金融機関) | さつま川内農協(指定金融機関) 鹿児島銀行川内支店東郷代理店 川内信用金庫東郷支店(収納代理金融機関) 町内の各郵便局 | さつま農協(指定金融機関)鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島信金、鹿児島信組県下各本支店、各郵便局(収納代理金融機関) | |
| 分野名 | 里村 | 上甌村 | 下甌村 | 鹿島村 | 調整方針案 | |
| 振替日 | 各納期末日 | 納期月25日及び翌月10日 | 指定金融機関 納期月27日 郵便局 納期月25日 | 上甌村に同じ | ・口座振替については、川内市の例により調整し、取扱い金融機関については、合併までに総合的に調整する。 | |
| 振替手数料 | なし | 1件10円 | 1件10円+消費税 | 川内市に同じ | | |
| 取扱い金融機関 | 指定金融機関(南日本銀行) | 郵便局、村内金融機関(農協、漁協、南日本銀行) | 南日本銀行(指定金融機関) 郵便局 | 鹿島村漁業協同組合 さつま川内市農業協同組合 郵便局 | | |